

# 令和4年度 亀代小学校いじめ防止基本方針

聖籠町立亀代小学校

## 1 取組の基本方針

- (1) いじめの未然防止及びいじめの早期発見・即時対応に努める。
- (2) いじめを受けたとされる児童に寄り添い心のケアを最優先とする。
- (3) 特定の教職員が問題を抱え込まず、全職員や関係機関がいじめ防止に向けた共通認識をもち、情報を共有しながら、組織として一貫しいじめへの対応をする。
- (4) いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、安心感を与えとともに、いじめの加害行為の抑止をする。

## 2 学校の責務や役割(いじめ防止対策のための)

○ 全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止等のための基本的な方針」「新潟県いじめ防止基本方針」の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

○ いじめ・不登校対策委員会を中心に、各自の任務と分担を確認する。

〈任務〉

- 1 いじめ等に関する定期的な実態調査のために学校生活アンケートとアセス、必要に応じて「SOSシート」を実施する。
- 2 当該児童の的確かつ迅速な状況把握とその情報交換を行う。
- 3 いじめや不登校の前兆、症状を早期に発見し、分析、対応する。
- 4 計画的、継続的な教育相談を行い、経過を把握する。
- 5 当該児童や保護者の悩みを理解し、保護者や関係機関との連携を強化する。
- 6 上記各事項について、全職員の共通理解を図る。

(任務の分担)

校長	必要事項について、指示・指導・助言等を行う。場合によっては、保護者への対応と指導助言を行う。
教頭	対策委員会の運営、指示・助言や保護者や関係機関との連携調整、個人情報の保管管理及び「いじめ防止基本方針」の自校化推進、外部機関との連絡調整を行う。
生活指導主任	児童一人一人の人権を尊重する教育活動についての指導・助言、いじめ・不登校前兆の情報収集及び実態調査に当たる。「德育部」を中心に児童理解のための研修を企画実施する。(アセスの実施、教育相談の設定、中1ギャップ解消プログラム「笑顔大漁! 亀っ子プラン」の作成 等)
教務主任	当該学級担任と全校との連絡調整を行う。
養護教諭	欠席状況や保健室利用状況のデータ資料提供、心身の健康相談の対応等を行う。
該当学級担任	情報収集と整理提供、直接指導及び保護者との連携指導を行う。
特支担当職員	特別支援教育コーディネーターとしての視点で、児童の行動や様子について情報収集を行い、外部専門家との連携を推進する。
スクール カウンセラー	未然防止、早期発見および支援・対応等 いじめ等を認知した場合、又はその疑いが生じた場合の援助
スクール ソーシャル ワーカー	問題を抱える児童がおかれた環境への働きかけ 家庭訪問による家庭への支援 医療機関等への動向

( 相談・連携 )

### 【外部専門機関】

町CSW・町顧問弁護士・町担当保健師・町臨床心理士  
町子ども家庭相談センター・スクールカウンセラー  
新発田警察スクールサポーター・新発田児童相談所

### 3 保護者の責務や役割(いじめ防止対策のための)

※参考資料：新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月25日公布）

- 児童の保護者は、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について、自ら学び、その保護する児童がいじめ等を行うことのないよう、当該児童に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 児童の保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合は、適切に当該児童をいじめから保護する。また、その保護する児童が在籍する学校でいじめがあった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 児童の保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策やいじめ防止の啓発活動に協力するものとする。

### 4 いじめ防止に向けた取組

#### (1)いじめ防止に向けた基本的な考え方

##### ①いじめの定義（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

##### 【定義の注釈】

- (注1)：「心身の苦痛を感じているもの」の定義を限定して解釈しない。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あることを考慮し、当該児童の表情や様子を細かく観察する。
- (注2)：「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注3)：「物理的な影響」とは心理的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (注4)：けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

##### ②いじめ類似行為の定義（「新潟県いじめ等の対策に関する条例」第2条2による）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

##### ③具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ネット上に、誹謗中傷などをあげられたり、許可なく写真を掲載されたりする。等

#### ④いじめ解消の状態

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

#### ⑤いじめに対する基本認識

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命は又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、保護者もこの認識をもてるように啓発する。
- ・「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにする。

#### ⑥いじめの構造

- ・いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係で成立しているのではなく、「観衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在により成り立っている。
- ・いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許さない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑制する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。

### (2)いじめを起こさないための取組(未然防止)

#### ①笑顔大漁亀っ子プラン

- ・学校行事の中で異学年交流が生まれるような「笑顔大漁亀っ子プラン」という年間指導計画を作り、心の耕しを行う。

#### ②CSS(クラス・ソーシャルスキル)タイムにSST(ソーシャル・スキル・トレーニング)を取り入れる

- ・また、毎月の生活目標にそって、SSTを行うことで、実生活の中で、自己表現や他者理解の方法を学ぶ。

### (3)早期発見・早期対応の取組

#### ①定期的なアンケートと相談体制

- ・「学校生活アンケート」→教育相談週間の設置・・・年間3回(6・11・2月)
- ・「SOSシート」の実施・・・学級の状態が思わしくないと、管理職・生活指導主任が判断した場合に実施する。

#### ②臨時の相談体制

- ・町CSW(随時)に相談する。(管理職・生活指導主任・担任・児童・保護者)
- ・スクールカウンセラー(年間数回来校)に相談する。(保護者・児童・担任・生活指導主任)

#### ③ささいな変化に気付くために

- ・ささいな兆候(ネームシールが剥がれている・写真に傷があるなど)であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の小さな変化や危険信号(表情・学習意欲など)見逃さない。
- ・児童のグループ内で行われるいじめの存在にも目を向け、被害児童からの訴えの有無にかかわらず、注意深く対応する。

#### ④気付いた情報を確実に共有するために

- ・特定の教職員で抱え込まず、生活指導主任や管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・毎週水曜日の職員終会を、生活指導上の情報交換の場とする。
- ・実際に起きた児童の問題行動については、生活指導主任が文書にまとめ、定期的に職員に回覧する。

#### ⑤速やかに対応するために

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、**その場でその行為を止める**。
- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、**真摯に傾聴する**。
- ・「**いじめ・不登校対策委員会**」が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・加害児童を指導する際には、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、**社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた継続的指導**を行う。
- ・教職員全員の共通理解の下、**保護者の協力**を得て、**関係機関・専門機関と連携**し、対応にあたる。

#### (4)いじめを発見したときの対応 ※教育相談以外でのいじめ発覚も含む

- 1 問題把握職員が、担任・学年主任・生活指導主任・教頭に報告する。
- 2 生活指導主任・教頭が校長に報告する。
- 3 第一次対策委員会（校長・教頭・生活指導主任・該当学年の職員）で今後の指導の方向性を確認する。
- 4 第二次対策委員会（校長・教頭・教務主任・生活指導主任・該当学年の職員・徳育部職員・旧担任等）で児童の聞き取りや指導の分担を確認する。
- 5 該当児童からの聞き取りをする。被害児童へは最大のケアをする。
- 6 第二次対策委員会のメンバーで、児童から聞き取ったことの整合性を確認し、さらに聞き取らなければいけないことや、今後の指導の在り方を確認する。
- 7 該当児童の指導・ケア（個別→全体）をする。※全体の場では管理職も入る。
- 8 学年学級での全体指導をする。 ※場合によっては、生活指導主任や管理職も入る。
- 9 担任と管理職が被害児童の自宅を家庭訪問し、事情と学校の今後の方針を説明する。
- 10 児童から聞き取りを行った職員が中心となり、管理職・生活指導主任・学年学級担任 が加害児童の保護者と面談、事情を説明し保護者の考えを聞いた上で指導助言を行う。
- 11 場合によっては加害児童の保護者を集め、管理職から指導を行う。
- 12 その後の様子を定期的に担任が生活指導主任に報告する。

※上の1～12の手順は、あくまで原則であり、問題の内容や軽重によって、多少の違いはある。尚、保護者への連絡は、その都度こまめに連絡をするように努める。

## 5 校内研修

### (1)生徒指導対応力向上研修会(4月・夏季休業中)

過去に起きたいじめの具体的事例をもとに、生徒指導対応力向上研修を全職員で行う。また、関連機関との連携のもと、SNS関係のいじめの対応についても研修を行う。

### (2)アセス研修会(夏季休業中・冬季休業中)→「亀っ子を語る会」

児童一人一人の内面や学級集団としての状態を理解し、気になる児童への支援の在り方などを、学年部や全職員で話し合う。

## 6 いじめ防止に向けた取組の評価

- 方策に沿った活動がどのように実践できたか、また、そこで設定した目標がどれだけ達成されたかの評価を行う。

【評価の対象（学校評価）】

- ・いじめの未然防止やいじめの解消に向けた取組についての児童評価、保護者評価、職員評価

## 7 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- (1) 作成した学校いじめ防止基本方針をHPで公表する。
- (2) 『ぽかぽかにっこり大作戦』に家庭でも取り組んでもらう。(10月・1月)
- (3) 全校一斉道徳授業参観(9月)の機会を設け、人権について親子で考えられる授業を公開する。
- (4) いじめ見逃しゼロ集会(11月) ※中学校との連携。
- (5) 人権教育強調月間(12月)で、全校集会を行い、保護者にも参加を呼びかける。
- (6) 学校評価を保護者にも公開する。

## 8 重大事態への対処

### (1)重大事態の意味

- ① **いじめにより在籍児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき**
  - ・ 児童が自殺した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② **いじめにより、在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。**

※欠席日数については年間 30 日間を目安とするが、日数にこだわらず、事案や被害児童の状況を十分考慮し、欠席 30 日になる前、及び重大事態に至る相当の段階からの場合もあり得る。
- ③ **児童や保護者から重大事案である旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。**

### (2)重大事態の報告

重大事態発生 学校→町教育委員会→聖籠町長

### (3)調査の主体

(ア)学校が主体となつて行う場合(基本的には学校が主体となつて調査を行う)

(イ)町教育委員会が主体となつて行う場合

※学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

### (4)調査を実施する組織

- ・ 重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、町教育委員会の助言のもと、適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性、中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。  
(例：町教育委員会CSW、学識経験者、精神科医等)

## (5)事実関係を明確にするための留意事項

- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・不都合な場合があっても事実にしかりと向き合う。
- ・事実を明確にするために次の点に留意する。
  - いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。
- ・いじめられた児童から聴き取りが可能な場合
  - いじめられた児童，在籍児童，教職員から，質問紙調査，聞き取り調査を十分に行う。
  - いじめられた児童，情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先する。
  - いじめられた児童には継続的な心のケアを行い，落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合
  - 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，迅速に保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。調査方法は，在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

## (6)調査結果の提供及び報告

### ①いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ア いじめを受けた児童やその保護者に対して，事実関係について説明する。この情報提供に当たっては，適時・適切な方法で経過報告をする。
- イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど，関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし，個人情報保護を理由に説明を怠らないようにする。
- ウ 質問紙調査の実施によって得られた情報は，いじめられた児童，その保護者に提供する場合があることを念頭に置く。調査を行う際には，その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- エ 調査を行う際には，調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について町教育委員会と協議し，必要な指導及び支援を受ける。

### ②調査結果の報告

- ア 調査結果については，町教育委員会を通して，聖籠町長に文書で報告する。
- イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には，いじめを受けた児童または，その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け，調査結果の報告に添えて，町教育委員会を通して，聖籠町長に送付する。